

連絡票（記載例）

記載例 1（本人が転居した場合）

本人が独り暮らしをできなくなったので、令和〇年〇月〇日に、〇〇老人ホームに入居しました。施設利用料は、月額〇〇万円になる見込みです。

本人の住民票と老人ホームの入所契約書の写しを同封しました。

記載例 2（保険金を受領した場合）

令和〇年〇月〇日、本人が受取人となっている〇〇生命保険会社の死亡生命保険金 1 0 0 0 万円を受領しました。保険金は、本人名義の〇〇銀行〇〇支店普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇）に入金されています。

保険金の支払通知書と入金先の預金通帳の写しを同封しました。

記載例 3（遺産分割をする場合）

令和〇年〇月〇日、本人の父が死亡し、遺産分割の必要が生じました。推定相続人は、本人とその母の二人です。遺産は、同封した遺産目録のとおりです。後見人と本人の母で話し合った結果、母が不動産を相続し、預貯金を本人が相続することになりました。

不動産の固定資産税評価額は 1 0 0 0 万円、預貯金残高が 8 0 0 万円ですので、本人の法定相続分は確保できていませんが、本人には父が本人名義で行ってきた積立預金が 5 0 0 万円ありますので、その分を考慮しました。

遺産分割協議書案と遺産目録と不動産の全部事項証明書と評価証明書、預金通帳の写しを同封します。この内容で遺産分割を進めたいと思います。不明な点や問題点があったら連絡してください。

記載例 4（大きな財産を処分する場合）

※ 居住用不動産を処分する場合は、改めて申立てが必要になります。

本人の預貯金が少なくなってきましたので、所在地「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇」の不動産の土地及び建物を売却したいと考えています。

不動産業者によると、見積書のとおり1500万円で売却できそうですが、建物は古すぎるので、売却する際には解体をしなければならないとのこと。そのため、解体費が300万円かかります。さらに仲介料など100万円を引くと、本人の元には1100万円が残りそうです。

この条件は、他の不動産会社に確認しても、妥当な金額とのことですので、この条件で売却したいと思います。不明な点や問題点があったら連絡してください。

記載例 5（高額商品を購入する場合）

※ おおよそ50万円以上の商品やサービスを購入する場合に連絡票を使用してください。

令和〇年〇月〇日、本人が転倒し、足を骨折しました。そのため車椅子が必要になったのですが、本人の場合は、レンタルの車椅子では身体に合わないので、購入しようと思っています。価格は50万円になります。

商品のパンフレットを同封します。この車椅子を購入したいと思います。不明な点や問題点があったら連絡してください。

記載例 6（債務を返済する場合）

本人が、本人の兄から昭和〇年〇月〇日に300万円借りていたことが判明しました。当時、本人は離婚の慰謝料などで金が必要だったようです。

借用書は残っていませんが、昭和〇年〇月〇日に本人名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇）に250万円振り込まれていることから、本人の兄の話を信用し、一括返済したいと思います。不明な点や問題点があったら連絡してください。

記載例 7（本人が死亡した場合）

令和〇年〇月〇日、本人が死亡しました。除籍謄本を同封します。

記載例 8（後見人が死亡した場合）

令和〇年〇月〇日、後見人が死亡しました。除籍謄本を同封します。私は、本人の兄の〇〇〇〇です。私への連絡は、住所：〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号、携帯電話番号：〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇までお願いします。後任の後見人選任の申立てをする予定にしています。

記載例 9（立替金を精算する場合）

私、後見人は、本人の施設利用料として合計100万円を立て替えて支払っていましたが、今回、保険金が900万円支払われたので精算したいと考えております。

立替金の明細は同封した書面のとおりです。領収書の写しも同封します。不明な点や問題点があったら連絡してください。

記載例 10（その他）

本人の三女が結婚することになりました。結婚祝いとして、本人の預貯金から50万円を出したいと考えています。

本人の長女は令和〇年〇月に結婚しましたが、その時には本人の判断で、結婚祝いとして50万円を出しております。また、本人の長女、二女、長男は全員、結婚祝いとして50万円を援助することに同意しています。

なお、本人の預貯金残高は約2000万円で、毎月黒字収支ですので、今回のことで生活を圧迫するようなことはありません。不明な点や問題点があったら連絡してください。

これに対し・・・

<回答できない例>

本人の三女が結婚することになりました。結婚祝いとして、本人の預貯金からいくらなら出しても良いでしょうか？

各記載例のように、後見人が何をしたいのかについて、具体的に記入してください。

<回答できない例>のように、どうすれば認められるか、いくらまでなら認められるかといった質問にはお答え出来ません。